

議第111号

大浜西埠頭港湾用地の処分について

県は、次により財産を処分することができる。

- 1 処分しようとする財産
酒田市大浜二丁目248番
24,207.44平方メートル
- 2 処分予定価格 101,913,322円
- 3 処分しようとする土地の買受人
宮城県仙台市青葉区本町三丁目3番1号
支出負担行為担当官
東北地方整備局 副局長 安 部 賢

提 案 理 由

大浜西埠頭港湾用地を国（国土交通省）に売渡すため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものである。